

第14回八幡湿原自然再生協議会議事録（要旨）

- 1 日 時 平成20年9月27日(土) 13:00～15:30
- 2 場 所 山県郡北広島町川小田 北広島町芸北文化ホール
- 3 出席委員 委員総数31名中18名出席
- 4 議 事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 八幡湿原自然再生工事に係る樹木の伐採について
 - ①八幡湿原自然再生工事に係る樹木の伐採について
 - ②再発防止に向けた対応策（案）について
 - ・工事関係再発防止策（案）について
 - ・八幡湿原自然再生協議会の運営方法の見直し（案）について
 - ③平成20年度工事概要等について
 - (2) 平成20年度自然再生協議会情報連絡会議（西日本）について
 - (3) その他
 - 3 閉会
- 5 担当部署 広島県環境県民局環境部自然環境課
電話：(082) 513-2931（ダイヤルイン）
広島県芸北地域事務所農林局林務第一課自然保護係
電話：(082) 814-3181（内線445～447）

【開会】

今回の協議会を開催するに至った経緯について（県自然環境課長から説明）

- 今年度の八幡湿原自然再生工事において、樹木の無断伐採が行われたことについてお詫び申し上げます。伐採の経緯や原因について関係者から聞取調査等を行い、再発防止策について検討を行った。今回の協議会において再発防止策等について皆様から御意見を頂きたい。

【会長挨拶】

- 11月5、6日に平成20年度自然再生協議会情報連絡会議（西日本）が広島県で開催される。
- 東京で開催された地球温暖化学会に出席し、ドイツの先生の基調講演を聞いたが、地球温暖化は間違いなく起きているとのことだった。温暖化をいつ頃になったら阻止できるのか、京都議定書ベースの100年なのかヨーロッパ方式の50年なのかにもよるが、その間に20世紀に人間が整備してきたインフラの1/3～1/4が失われるとのことであった。そのような中、広島市の温暖化防止法案が否決された。国際学会においても同じで、個人個人は賛成なのだが、集団となると反対となってしまうようだ。
- 当協議会については、小さい協議会ではあるが、個人個人が真剣に考え、責任の所在を明確にし

ながら、個人の意見を率直に出していただき、それを認めて合意のもとで、よりよい解決策を見出していきたい。

【議題】

(1) 八幡湿原自然再生工事に係る樹木の伐採について

①八幡湿原自然再生工事に係る樹木の伐採について

・事務局から、樹木伐採についての調査結果の説明を行った。主な内容は次のとおり。

(ア) 事業区域北側において、胸高直径15cm以上の木が16本伐採された。樹種別の伐採本数は、クマノミズキが7本、ズミが3本、コブシが2本、ニガキが2本、ヤマザクラが1本、アカマツが1本。

(イ) 1号取水堰から2号取水堰にかけての右岸側において、胸高直径15cm以上の木が30本伐採された。樹種は全てアカマツ。

②再発防止に向けた対応策(案)について

I 工事関係再発防止策(案)について

・事務局から、樹木伐採等の経緯や伐採に至った原因と、工事関係再発防止策(案)についての説明を行った。主な内容は次のとおり。

(ア) 樹木伐採に至った主な原因としては、発注者及び請負者が伐採作業中の現場確認を怠ったこと等が考えられる。

(イ) 再発防止策(案)として、工事の指示事項について工事打合簿等の書面により迅速かつ具体的に打合せを行うことを徹底することとする。また、第10回八幡湿原自然再生協議会(平成19年6月2日開催)において決定された「湿原再生工事における工事施工中の現場対応について」に基づき、現場における不測の事態への対応の徹底を図ることとする。

(委員意見)

- ・従来の針葉樹の植栽や保育等の作業とは異なる「環境整備事業」が増えたことにより、森林組合の作業員の負担が増していることを認識する必要がある。また、指示を行うに当たっては、主任作業員のみではなく作業員全員に対し指示を行うことが重要である。
- ・伐採作業に着手する前に、残置する木を明確にマーキングする必要がある。

II 八幡湿原自然再生協議会の運営方法の見直し(案)について

・事務局から、八幡湿原自然再生協議会の運営方法の見直し(案)についての説明を行い、承認された。主な内容は次のとおり。

(ア) 次回協議会から、協議会に先立ち各部会を実施し、その部会で協議した結果について協議会で報告・協議することにより、委員の情報共有・意思疎通が適切に図れるようにする。

(イ) 各部会の議題については、マーキングリスト等を活用して事前に委員の意見等を

集約するとともに、必要に応じて事前の部会を開催し、協議会の運営が効率的に行われるようにする。

- (ウ) 協議会当日に最終的な結論が出なかった案件は、その後の対応方針を定め、関係者間で再調整を図る。取り決めた結果等については、メーリングリスト等より、その内容を委員に連絡し、委員間の情報共有を適切に図ることとする。

(委員意見)

- ・出席者の負担にならないような時間調整をお願いしたい。
- ・部会長が事前に意見を集約し、議論を整理しておけば、午後からの開催(部会2時間、協議会2時間)で対応できるのではないかと。

③平成20年度工事概要等について

- ・事務局から、平成20年度工事概要等について説明を行った。主な説明内容は次のとおり。
 - (ア) 事業区域北側の伐採木は破碎機によりチップ化し、現場外へ搬出する。1号取水堰から2号取水堰にかけての右岸側の伐採木は、玉切りして集積する
 - (イ) 事業区域北側の既設三面張水路の改修工事を行う。区間延長は測点 No.13~No.3 までの200m。改修工事は、側壁の一部取壊しや埋め戻し、帯工や木柵等の構造物の設置が主な内容となる。前回の整備部会における意見を踏まえ、木柵工の下流側の落差工は空石積みとする。
 - (ウ) 導水路を、「1号取水堰の右岸側」と「3号取水堰の左岸側」の2箇所において整備する。また、明渠の埋戻しを行う。
 - (エ) 小動物の移動に配慮した構造とするため、公園道の側溝及び集水柵を部分的に改良する。側溝については延長10mにつき1箇所ずつ、山側の側壁をカットして山側を掘削し、スロープを設ける。集水柵については、泥溜め部分を割栗石で埋戻し、山側を掘削する。

【質疑応答】

(会長発言) これまでの再発防止策等も踏まえ、今後の自然再生工事についてご意見を頂きたい。

(委員意見) 起きてはならない事態が起こってしまったことは残念であるが、協議会の同意が得られるのなら、新たな思いで1日も早く工事を再開していただきたい。

(会長発言) 工事を再開するという事によろしいか。【委員了承】

(副会長意見) 白川委員については、北広島町の職員として今後も委員を継続してもらおう。

(2) 平成20年度自然再生協議会情報連絡会議(西日本)について

・事務局から、平成20年度自然再生協議会情報連絡会議(西日本)(以下、「連絡会議」という。)について説明を行った。本会議の参加者については、事務局(案)のとおり、中越会長、白川委員及び事務局(県自然環境課 古瀬)の3名が参加することとなった。

【質疑応答】

- (会長意見) 連絡会議では、「今後の維持・管理体制」について質問を受ける可能性が高い。連絡会議に向けての取り組みが必要である。次の3点の課題への対策について、協議会委員の意見を伺いたい。メーリングリスト等により委員の意見を取りまとめていただきたい。
- ① 工事終了後（平成22年度以降）、誰が維持管理を担っていくのか。人的労力、管理費用をどう工面するのか。
 - ② 全国の人達に対し、どのような情報発信（ホームページ等）体制が確保されているのか。また、霧ヶ谷湿原を訪れた人々に対応できる組織づくりをどうするか。
 - ③ 地域の振興について、地域の利益をあげるにはどうすればいいのか。
- (委員意見) ボランティアのみでの管理は魅力的ではない。お金が落ちて持続的に雇用の対象となることが望ましい。北広島町（旧芸北町）を訪れる人達からいくらかのお金を町が徴収し、それを維持・管理していく人々（雇用の対象となる人）に分配できないか。
- (会長意見) 公的な方法により予算を確保できないか、もしくは地元企業の収益の一部を徴収できないだろうか。儲けている収益からの徴収ではなく、本来の姿である「収益からの上増し部分を徴収する」ことが望ましい。そのためには、活動の目的を明確にし、消費者に活動を十分理解してもらうための広報活動（ホームページ等）が必要。
- (副会長意見) 今後の維持・管理主体をどのような組織にするかを工事が完了する前に決めなければならない。ボランティアでは無理である。一定の財源が無いと長続きしないと思うが、北広島町からの予算投入は難しいし、県も難しいと思う。企業にお願いできないだろうか。
- (会長意見) 北広島町内の企業家について、本件の可能性を探ることをしていただきたい。
- (委員意見) ホームページや現地説明については高原の自然館で可能ではないか。地域への利益については歩道・遊歩道の利用料を利用者から徴収し、地域へ分配できないか。
- (委員意見) 西中国山地自然史研究会ではNPO法人化に向け申請の準備等を行っている。しっかりとした団体にしていきたい。
- (委員意見) 環境省からは自然公園の整備費は出るが、管理費は出ない。県単独事業費による自然公園の管理委託料についても、シーリングにより年々予算が削減されており、非常に厳しい。
- (委員意見) 昨年から管理費用をどう工面するかについて議論してきていない。また情報発信を誰が管理していくのかも整理されていない。
- (会長意見) 工事完了後に（平成22年度以降に）活動の空白期間が生じないように諸課題に対する取り組みをこれから実施していきたい。この場で可能性がある意見が出されたし、本協議会後においても諸課題に対する委員の意見について、事務局において取りまとめていただきたい。
- (委員意見) 各企業、各個人にアンケートを行い、こういった形で協力してもらえるのか意見を吸い上げることが必要ではないか。
- (委員意見) 地域といかに付き合っていくが自然再生事業の一番のポイントであると考えている。

今回提示された課題等について少人数のグループでもいいので議論を行い、一步二歩でも前に進んでいかなければならない。まずはメーリングリストの中でアイデアを積極的に出していくことを提案したい。

(委員意見) 特定の委員に任せきりではなく、幅広い人達が取り組まなければならない。

(3) その他

(協議事項)

- ・9月13日の現地説明会において、魚類の移動に配慮するための落差工の追加について意見があったことを受け、事務局から地点(河川測点 No.15 の帯工の下流側)の説明等を行った。協議の結果、魚類の移動は導水路を整備した区域内で可能となることから、落差工は追加施工しないこととなった。

(報告事項)

- ・事務局から次の3点について報告した。
 - ①工事内容の現地説明会を、10月6日又は7日に行うこととする。メーリングリストにて後日お知らせする
 - ②地元住民の方を対象とした工事内容説明会を10月から11月上旬にかけて開催する。具体的な日時や場所については、地元代表の委員に相談させて頂いた上で決定する。
 - ③自然再生事業地の案内看板を、事業地周辺の7箇所に設置した。当面は仮設看板で対応することとし、恒久的な看板の設置については、北広島町及び地元代表の委員と今後協議する。

6 会議資料

次第

八幡湿原自然再生工事に係る樹木の伐採について

工事関係再発防止策(案)について

八幡湿原自然再生協議会の運営方法の見直し(案)について

平成20年度工事概要等について

平成20年度自然再生協議会情報連絡会議(西日本)について